

電気工事業の開始の通知について

建設業許可を受けている者が、自家用電気工作物（最大電力500kW未満）のみに係る電気工事業を開始したときには、都道府県知事にその旨を遅滞なく通知しなければなりません。

なお、あわせて一般用電気工作物の電気工事を行う場合は、別の手続き（開始の届出）を行う必要があります。

1 開始の通知に必要な書類

書 類 等	備 考	
電気工事業開始通知書 (様式第21)		
申請者の登記簿謄本(原本)	法人のみ	
備付器具表	表にあるすべての器具を揃えてください。	(営業所毎)
建設業許可通知の写し		

※ 申請者が個人の場合、住民基本台帳ネットワークを活用して住所等の確認を行いますが、確認ができない時は住民票等の提出を求めることがあります。

注) 営業所が2カ所以上ある場合、営業所毎に必要な書類があります。

2 通知方法

上記の必要書類をそろえて、下記へ提出してください。

郵送先	〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ		
電 話	082-513-3335 (ダイヤル)	F A X	082-223-6314

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分(土・日・祝日を除く)

3 注意事項

営業所を広島県内のみを設置する方が対象です。他県にも営業所を設置する場合は、経済産業局長又は大臣への通知となります。

様式第21【第26条】

電気工事業開始通知書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

広島県知事様

(〒 -)

住 所
ふりがな
氏名または名称

法人にあつては
代表者の氏名

電 話

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条

第5項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 広島県知事許可 (-) 第 号

2 電気工事業を開始した日

年 月 日

3 営業所等

営業所の名称	所在の場所

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

【添付書類】

備 付 器 具 表

種 類	品 名	製 造 年	製 品 番 号	台 数	製 造 者 名		
一般用電気工作物	自家用電気工作物	絶 縁 抵 抗 計 (メガー)					
		接 地 抵 抗 計 (アース・テスター)					
		ター) 回路計であって抵抗及び交流 電圧を測定できる器具(テス					
				低 圧 検 電 器			
				高 圧 検 電 器			
				※ 継電気試験装置 (リレー試験器)			
				※ 絶縁耐力試験装置 (耐圧試験器)			

※の器具の借用先名 ()

注) 一般用電気工作物と自家用電気工作物を両方の工事を行う場合は、所定の器具をすべて備え付けなければなりません。

ただし、※印の器具については、必要なときに借用する場合も含まれます。

借用する場合であっても器具名等は記載してください。